

販売条件 - 日本

1. **追加および別段の条件。**本販売条件(以下「TOS」という)は、「売主」または「ASP」と「買主」またはおよび/または買主が加盟している GPO または IDN (以下「買主」という)との間で締結された関連するあらゆる契約に従う。当該契約が存在しない場合、本書は、本見積書に記載された価格およびすべての条件に従い、本見積書に記載された製品およびサービス(以下「本製品」および「本サービス」という)を販売することを売主が申し出たものとする。買主は、のいかなる条項も変更することはできず、売主は、本見積書を要求または確認する書面において、買主によって、または買主のために提案された追加または別段の条項に対して、事前に異議を申し立てるものとする。当事者間の取引の過程において、TOS の規定を有効に修正又は破棄することはできない。買主が本製品および本サービスを受領した場合、TOS を受諾したものとみなされ、買主が以前に提案した追加または別段の条件について、買主が明示的に権利を放棄したものとみなされる。買主が作成した注文書(以下「PO」という)またはその他の書式に印刷または記載されている条項で、TOS に追加されるもの、抵触するもの、または TOS と矛盾するものは、適用されないものとみなされ、効力を持たないものとする。TOS は、会社、商人、公法上の法人、公法に基づき設立された別個の財産、またはこれらに準ずる事業体もしくは公共団体などの事業者に対してのみ適用され、最終使用者に対しては適用されない。

2. **価格。**本製品および本サービスの価格は、本見積書に記載されている。見積価格は、売主が本見積書を作成した日から本見積書もしくは他の契約書等に記載された期間、または本見積書に記載されている通り確定されるが、売主は、あらゆる誤植を修正する権利を有するものとする。売主は、買主への通知により、材料費、人件費、インフレ率、外国為替レート、その他経済または市場環境の変化など、売主のコスト増を反映するため、いつでも価格を引き上げる権利を有する。売主が買主の注文を受領した後に、買主が注文の変更を要求し、売主がそれに同意した場合、買主は、それらの変更に関して売主が合理的に査定したすべての料金を支払うものとする。買主によって本製品および本サービスが変更された場合は、売主が本製品および本サービス全体を再見積もることを許可するものとする。本製品および本サービスが変更された結果、売主が合理的に納品前に購入した原材料または供給品が現状と異なる事態が発生した場合、買主は、修正された本製品および本サービスの納品前にその費用を支払うものとする。これらの条件は、要件型、連続型、包括型、オープン型など、その性質にかかわらず、買主が発行するすべての PO 等に適用されるものとする。

3. **返品。**保証に関する契約上の救済措置(もしあれば)を損なうことなく、売主は [https://www.asp.com/en-us/international-return-](https://www.asp.com/en-us/international-return-policy)

[policy](https://www.asp.com/en-us/international-return-policy) に記載されている ASP で定める返品ルールに従って、本製品および本サービスを返品する権利を買主に付与する場合がある。買主は、ASP で定める返品ルールの条件に従い、売主またはその関連会社が事前に返品を承認した場合に限り、本製品および本サービスを返品することができる。

4. **調整。**買主は、本見積書に基づく請求書に誤りがあると判断して、当該誤りを是正してもらうことを希望する場合は、請求書の日付から 30 日以内に売主のカスタマーサービス部門に通知しなければならない。買主が、出荷の結果生じた本製品および本サービスの損失または損害について賠償請求を行う場合は、納品書の写しを添付する必要がある。本見積書が提供されていない場合には、標準的な販売条件が適用される。

5. **引渡し;所有権の移転。**本製品および本サービスは、在庫があれば、関連する本見積書の条件に従って、引き渡される。分納も認められる。売主は、本製品および本サービスが納品されない場合(売主の過失による場合であっても)、購入注文に従って本製品および本サービスが受け取られるべき日から 5 営業日以内に売主に対して納品されない旨を書面で通知しない限り、一切の責任を負わない。本製品および本サービスが納品されない場合の売主の責任は、合理的な期間内に本製品および本サービスを交換するか、実際の納入数量を反映した本製品および本サービスに関する見積もりを調整することに限定される。

本製品および本サービスの配送は、本製品および本サービスの注文確認書に記載された宛先の場所において CPT(貨物負担先払い)/CIP(貨物負担及び保険先払い)(Incoterms 2020)で行われる。

6. **支払の確保。**買主は、本製品および本サービスの対価の完全な支払い確保するために合理的に必要な追加措置を取るために売主と協力し、売主の要請に応じて適切な文書(例:財務報告書など)に署名するなど、支援しなければならない。

7. **買主の財務悪化の見通し。**買主が破産、倒産、会社更生、民事再生、または清算の状態にある場合、期限の利益喪失の選択肢は該当法令に従って適用される。売主が善意に基づき、買主の財務状態が悪化しているか、または悪化する可能性があると感じる場合、売主は前払い条件での納品を行うことがあります。買主は、本製品および本サービスを受け入れることにより、該当法令の定義においては破産していないことを表明している。

8. **支払い。**売主が税金、関税、またはその他の料金を支払うことが求められる場合、買主はその税金、関税、またはその他の料金の金額を売主に返済しなければならない。すべての価格は、本見積書に基づいて支払う金額に対して国または、地方自治体より課される消費税、およびその他の同様の税金、関税、料

金を除外した金額である。免税買主は、購入注文時に非課税証明書を提供する必要がある。買主が当該期限までに国または地方自治体に支払うべき金額を支払わない場合、売主は本製品および/または本サービスの納品を停止する権利を有する。このような不履行が書面で通知された後 30 日間継続する場合には、売主は第三者の債権回収会社に代金債権を移転できるが、未払いの請求書、遅延料金、および法的費用を回収する権利を留保する。

9. 原価報告。買主は、本製品または本サービスの原価(割引、リベート、その他の価格の減額などを含む)または原価に関連する文書(請求書、ク明細書など)の開示が、医療プログラムやその他(公的)機関に提出される原価報告や請求に関して、該当法令に基づいて求められる場合があることを認める。買主は、該当法令に従って、そのような必要な開示を行うものとする。

10. 知的財産。売主は、買主に提供される本製品に含まれるかどうかに関わらず、売主の知的財産に対する全ての権利を留保し、TOS に含まれる内容は、買主に売主の知的財産に対する所有権またはその他の権利を付与するものではないと解釈される。

11. 再販禁止。買主は、本製品を使用説明書および適格で認可された医療従事者によって設定された通りにのみ使用し、患者の最終的な利益のために使用しなければならない。買主は、本製品および本サービスを小売店や関連会社を含むいかなる場所でも転売してはならない。買主が売主の正式な販売代理店である場合は、買主と売主の間で署名された販売代理店契約に基づいて本製品および本サービスを転売することができる。

12. 輸入・輸出。ソフトウェア、予備部品、技術情報、技術、サービスを含む売主の本製品および本サービス並びに関連会社は、米国、EU、および他の国々の輸出管理および制裁法規に従う必要がある。これには、米国商務省産業安全保障局によって管理される米国の輸出管理規制(EAR)や、米国財務省外国資産統制局(OFAC)によって管理される対外資産統制規制(FACR)などが含まれる。これらの法律と規制は、国内販売や流通を含むすべての取引に適用され、本製品や本サービスの販売、流通、本サービス提供、およびこれらの法律と規制に違反する形で直接または間接的に使用する対象の人物や国に制約を課すものとする。政府機関は、特定の本製品本件本製品や本サービスを特定の当事者や国に対して販売、供給、転送、積み替え、輸出、再輸出(「輸出」)することを禁止する場合がある。買主は、これらの規制によって認可された場合を除き、直接または間接にいかなる本製品や本サービスも輸出しないことを保証する。また、買主は、該当する規制に違反する行為を取らないことを保証する。買主は、ASP が本製品や本サービスの輸出に必要なライセンスを申請し取得するために必要な情報や文書を適切な時期に提供する

責任を負うものとする。ASP は権限ある機関に対してライセンス申請を提出するにあたって売買条件に従う義務はなく、そのようなライセンス申請を提出するかどうかの決定は ASP の裁量によって行われる。ASP によって提出されたライセンス申請が却下された場合、関連する購入注文は(ケースによっては一部または全部)キャンセルされ、ASP は買主に対していかなる損害や補償の責任も負わない。

買主は、本製品および本サービスを直接または間接に、制裁の対象となる地域、団体、または個人に輸出または譲渡しないことに同意する。これには以下が含まれる: (1) 制裁対象国(現在の対象にはベラルーシ、クリミア、いわゆるドネツク人民共和国およびルハンシク人民共和国、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、シリアが含まれる。米国政府、EU および他の国々は定期的に制裁対象国のリストを更新する。); または (2) 米国商務省(EAR)または財務省外国資産統制局(OFAC)の拒否対象団体リスト、団体リスト、特定国民リスト、外国制裁買回避者リスト、未検証エンドユーザーリスト、および連結対象者リスト(Consolidated Screening List(CSL)などの参考情報リソースに基づいて検索することができる)に掲載されている、またはそれらの団体が 50%以上所有または制御する団体の本製品本件本製品や本サービスを輸出または譲渡しないことに同意する。EU の財務制裁対象グループや団体、EU 加盟国の国内指定団体リスト、英国の金融制裁対象者の統合リスト、または定期的に更新される類似の制限対象団体リストなども該当する。また、買主は、第三者が軍事または軍事情報機関の最終利用者であることを知っている場合、または第三者が本製品を軍事または軍事情報機関の最終利用目的で使用することを知っている場合、直接または間接にその製品や本サービスをその当事者に輸出または輸出許可しないことに同意する。軍事最終利用目的には、ある製品等を軍事製品等に組み込むこと、ある製品等を軍事製品等の運用、設置、保守、修理、オーバーホール、改装、開発、または生産の支援または寄与に使用すること、軍事製品等の生産のための工場での使用が含まれる。

本製品および本サービスは、特定の国への輸入に対して登録、ライセンス、またはその他の許可が必要となる場合がある。輸入法規にも適合する必要がある。現地の輸入要件を特定し、これに準拠することは買主の責任となる。もし買主が輸入を担当する場合、領域内での有効な法律および規制に基づき、買主は自己の費用負担で、商業ライセンスや許可証の取得、関税、税金、および本契約の実施および関税手続き、輸入、販売、マーケティング、流通、および本製品および本サービスの領域内でのサポートに必要な手続きを遵守する責任を負うものとする。

買主は、買主の違反行為によって生じたあらゆる損害、費用、損失(合理的な弁護士費用を含む)、および買主による違反行為によって課せられる罰金から ASP およびその関連会社を免責し、ASP に対して補

償し、償還しなければならない。

本条および第 13 条は、本契約の満了または終了後も存続するものとする。

13. 輸出管理および制裁措置に関する追加の遵守措置（販売代理店のみに適用）。

販売代理店または小売店は、売主との書面による販売代理店契約で指定された国または管轄地域に所在する当事者によりのみ本製品および本サービスを転売することに同意し、いかなる場合においても本製品を包括的な米国 OFAC および EU、英国、およびスイスの経済制裁の対象となる国/地域に所在する当事者に転売し、または再転売、最終的な使用に供することはないものとする。

14. 不可抗力。 売主は、商品の不足、天災、戦争、流行病、パンデミック、テロ、規制上の問題、運送業者の問題、または自己の合理的な制御範囲外の事情による損失、損害、および配送の遅延について、一切の責任を負わない。本製品の不足が発生した場合、売主は、その本製品および本サービスを、自己の裁量によって合理的と判断される方法で顧客間で配分する権利を留保する。

15. 法律の遵守。 買主は、本製品および本サービスに関連するすべての適用法や規制、米国を含む国内外のすべての国または管轄地域の法律に遵守する責任を負う。これらの TOS におけるいかなる規定も制約することなく、買主は明確に以下に同意するものとする。

a) 反汚職/贈収賄

買主は、これらの TOS に関連する買主の事業活動に適用される、反汚職、贈収賄、恐喝、キックバックなどの類似の問題に関連する地域、国内、および国際的な法律を遵守することを ASP に保証する。また、買主は、これらの法律に違反させる行動をとらないことを保証する。

買主は特に、1988 年の不正防止法 (PCA)、1977 年改正外国腐敗行為防止法 (FCPA)、および英国の贈賄防止法を十分に理解し、FCPA、PCA、および英国の贈賄防止法を遵守し、これらの法律に違反する行動をとらないことを ASP に保証する。買主はまた、対象となる反汚職および反贈収賄の国内法、および透明性に関するビジネス活動に関連するすべての適用国内法を十分に理解し、遵守することを保証する。

買主と ASP は、何らの金銭の支払いや価値の提供が、いかなる政府機関の公務員、政府従業員、または政府がその一部を所有する企業の従業員、政党、政党の公務員、または政府の役職または政党の役職を有する候補者に直接または間接に提供、約束、支払われ、譲渡されることがなく、これによってこれらの組織や個人がその権限や影響力を使用して買主または ASP の不適切なビジネス上の利益を得たり維持したりすること、または公共または商業上の贈賄、恐喝の受け入れまたは黙認、キックバックまたはその

他の違法または不適切な手段による事業またはいかなる不適切な利益の獲得を構成または目的としないことを意図する。これには、販売のために顧客の従業員に対して金銭の支払いや価値の提供を行い、売買を確保することが含まれる。

買主は Fortive 行動基準を読み、更新されたものに常に従うことに同意する。詳細は次のリンクから参照することができる：<http://www.fortive.com/integrity-and-compliance>。

b) ASP への開示

買主は、これらの TOS に関連する買主の事業活動に適用される PCA、FCPA、英国の贈賄防止法、またはその他の反汚職および反贈収賄法に違反する可能性のある金銭の提供、約束、支払い、譲渡、または価値の提供があることがわかった場合、ただちに ASP に開示することに同意する。

c) 監査権

ASP は、これらの TOS の遵守とすべての適用法の規定を確実に遵守しているかを確認するために、一定期間ごとに買主の帳簿および記録に合理的なアクセス権を持つものとする。買主は、これらの TOS の法令遵守に関する調査に対して、買主は迅速かつ完全に協力する。

d) 認証およびトレーニング（販売代理店のみに適用）

買主は、PCA と FCPA、英国の贈賄防止法、およびこれらの TOS に関連する買主の活動に適用されるすべての法律に準拠することに関する年次認証を、ASP が定期的に提供するフォームに従って提供する必要がある。買主は、ASP が指示する反汚職/反贈収賄のトレーニングに参加することも求められる。

e) 解除

ASP は、買主が、これらの TOS の法令遵守の規定に違反したり、ASP が PCA、FCPA、英国の贈賄防止法、もしくは買主に適用される他の反汚職および反贈収賄法に違反したりする原因となる場合、またはこれらの TOS の法令遵守に関する規定に違反したと合理的に信じる場合、支払いを保留したり、注文を中止またはキャンセルしたり、割引を減額したり、この契約を即時に終了することができおる。ASP は、この規定の下で自身の権利を行使するにあたって買主に対して、いかなる請求、損失、または損害もを負わない。

16. 準拠法 管轄権。 これらの TOS および売主と買主の間のすべての関連する業務契約は、売主の所在地の法律に従って解釈および適用されるものとする。ただし、国際販売契約に関する国連条約 (1980 年) は適用されない。

これらの TOS に基づく販売に関する紛争は全て、売主の所在地の裁判所の専属的な管轄権に服する。

17. 本消耗品。 買主は、本消耗品に関して、その本製品が患者の治療において一度だけ使用されることが売買の明示的な条件であることを認める。すべての本製品は、製造業者の仕様書 (IFU) および添付文書を含む製造業者の指示に従って使用されなければならない。売主は、特許で保護された本消耗品に対

して、そのユニットを一度だけ使用する権利以外の他の権利を付与することはない。「本消耗品」とは、「一度限り使用」と表示される本製品、または患者の治療において一度だけ使用されることを示す表示がされている本製品を意味する。売主は、買主または他の個人もしくは法人に対して、特許で保護された本消耗品を再処理、再製造、または再構築するためのライセンスを付与するものではない。その他の利用可能な救済措置に加えて、再処理、再製造、または再構築された特許で保護された本消耗品の販売または使用は、特許侵害の救済措置の対象となる。いかなる場合でも、売主は、本規定に反する方法で再処理、再製造、または再構築された本製品の品質や特性について一切の責任を負わず、買主は、再処理、再製造、または再構築された本製品に関連して第三者から提起されるすべての請求について売主を免責するものとする。

18. 控除。 売主は、支払送金時にいかなる控除も受け入れない。但し、売主が当該控除について事前に書面で合意している場合はこの限りではない。

19. 保証。 売主または関連会社が提供する本製品に関するいかなる保証も、該当する本製品本件本製品のユニットとともに同梱されるパッケージ挿入物に記載されている内容に従うものとする。前述の文に記載されている内容を除き、売主は、本製品および本サービスに関して、その所有権等、商品性、非侵害性、特定の目的への適合性を含む事由に関して、買主または第三者に対して、明示的または黙示的な保証や表明を行わない。この保証に対して、誰も修正、延長、または追加を行う権限を有さない。

20. 責任の制限。 いかなる場合においても、売主は、本利用規約に基づいて発生した不履行または事由から生じる事業、利益、収益またはのれんの損失を含むあらゆる種類の特別損害、間接損害、偶発的損害、懲罰的損害、または派生的損害について責任を負わず、また、いかなる種類の請求または補償も、かかる請求または補償がなされた本契約の購入価格を超えないものとする。いかなる場合でも、売主の責任総額は、買主が本契約に基づいて支払った総額を超えないものとする。

21. 譲渡。 売主は、本契約に基づく責任および義務を含め、本契約をその関連会社に譲渡することができる。本契約は、売主の書面による事前の同意がない限り、法律の運用またはその他の方法により、買主は第三者に譲渡することはできないものとする。

22. 守秘義務。

(a) 各当事者は、本契約に定める場合を除き、以下の「秘密情報」の秘密を厳重に保持し、他のいかなる個人または団体にも開示しないものとする。本契約に関連する、または本契約に含まれるすべての情報、価格設定、条件、本契約の実施に際して相手方から受領したすべての本製品および本サービス

のデータ、企業秘密、財務データ、価格設定、事業計画、またはその他の情報、および上記から派生するすべての情報。

(b) 上記にかかわらず：**(1)** 当事者は、本契約に基づく当事者の権利および義務に関連して秘密情報が必要とする組織内の要員、および法律顧問および会計顧問に秘密情報を開示することができる。ただし、開示当事者は受領者に対し、これらの目的のみに情報を使用し、秘密を厳守するよう要求するものとする。**(2)** 当事者は、法律で義務付けられている場合、秘密情報を開示することができる。ただし、開示当事者が相手方当事者に合理的な事前通知を行い、相手方当事者が開示の防止または制限を試みることができるようにし、開示当事者が開示からの救済を求め、または開示を制限するために、要求に応じて相手方当事者に合理的に協力することを条件とする。**(3)** 売り手は、本契約および本契約に関連する秘密情報を、本製品または本サービスに関する権利の購入希望者に開示することができる。ただし、当該購入希望者は、当該情報を当該購入目的のみに使用し、その秘密を厳守することに書面で同意するものとする。**(4)** いずれの当事者も、以下の情報を秘密として保持する義務を負わないものとする：受領者の過失によらず公に入手可能な情報、秘密情報を使用せずに当事者が開発した情報、開示当事者から受領する前に当事者が合法的に保有していた情報、及び秘密保持義務に拘束されない個人または団体から非機密ベースで合法的に当事者に開示された情報。**(5)** 当事者は、相手方の書面による事前の同意を得て、秘密情報を開示することができる。

23. 相殺。 買主は、本契約に基づく支払いにおいて、別個の契約または請求原因に基づき売主が買主に対して負っているとされる金額を差し引いたり、相殺したりしないものとする。

24. 言語。 TOS の正式版、および TOS に関連するすべてのコミュニケーションは英語で行われる。英語以外の言語による TOS の翻訳は便宜上のものとみなされ、現地の強制的な適用法によって別途要求されない限り、TOS の英語版よりも優先されることはない。